国立研究開発法人海洋研究開発機構

地球環境部門地球表層システム研究センター長　殿

日付

依頼者名　　印

サンプル解析依頼状

下記の通り、サンプル解析を依頼します。

記

１．サンプル情報

サンプル名：

サンプルの形状（大きさなど）：

サンプル個数：

解析目的：

２．依頼者情報

所属：

氏名：

住所（サンプル返送先）：〒

電話番号：

emailアドレス：

３．同意事項

（法令等の順守）

解析依頼するサンプルは、依頼者の所属する国内法及び生物多様性条約等各種条約、国際法その他一切の法令規則及び各種業界規制に抵触しない。

（サンプルの取扱い）

機構の解析期間中においてもサンプルの所有権は依頼者に帰属するものとし、解析終了後には原則としてサンプルを依頼者に返送する。機構は、サンプルを、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって管理するものとする。

　（免責）

１．以下の各号のいずれかに該当した場合を除き、依頼者はいかなる異議も申し立てず、機構は解析結果による損害等の発生について責任を負わない。

（１）機構の故意又は重大な過失に基づき、サンプルの改変、破損、紛失又は解析の中断があった場合

（２）機構の故意又は重大な過失に基づき、解析結果に明白な誤りがあった場合

２．サンプルに起因して機構及び第三者に何らかの損害が生じた場合、依頼者は、機構及び当該第三者に対し、自己の名義及び負担において当該損害についての補償等を行うものとし、機構は責任を負わない。やむを得ない事情により、機構が当該損害について対応した場合、当該対応に要した費用は依頼者の負担とする。

（保証）

解析依頼するサンプルに国際連合危険物輸送勧告（United Nations Recommendations on the Transport of Dangerous Goods）または消防法に定める危険物ならびに毒物及び劇物取締法に定める毒物及び劇物等の危険物が含まれる場合は、依頼者は機構に対し予めその成分及び量を通知するものとし、通知した成分を除き危険物が含まれていないことを保証する。

また、依頼者は、解析依頼するサンプルが第三者の知的財産権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。万一、本サンプルに関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、依頼者は、その責任と負担の下にこれに対処、解決するものとし、機構は一切の責任を負わないものとする。

（解析方法）

　解析内容・方法については担当者と別途協議する。

　（成果の取扱い）

機構から送付する解析データにより得られる成果（発明、考案及び意匠の創作（以下、「発明等」という。）並びに発明等に係る特許権、実用新案権及び意匠権（特許、実用新案登録及び意匠登録を受ける権利を含む知的財産）並びに著作物及び創作して得た有体物等をいう。）は依頼者に帰属することとし、解析することにより得られる解析技術に関する知見・ノウハウ、成果、知的財産は機構に帰属することとする。

　（成果の公表）

　　成果を公表する際の取り決めについては、機構におけるデータポリシー（※）も踏まえ、別途協議する。

（費用負担）

解析料金は無料とするが、サンプルの送付、返送に要する送料は依頼者が負担する（返送の際は原則着払いとする）。

（解析期間）

　　依頼者は、解析機器の利用状況、解析の難易度その他の事情により、本件依頼にかかる解析の完了まで、予測した解析期間内に解析が終了しないことがあることを予め承諾する。機構は、上記の解析期間の延長による損害等の発生について責任を負わない。

（秘密の保持）

依頼者は、機構から秘密情報であることを示されて開示された営業上または技術上有用な秘密情報を、第三者に開示せず、また、機構に解析を委託した目的以外の目的に使用してはならない。

（サンプル解析の中止）

　　機構は、サンプルが解析不能であるなど、解析に適しないものである場合、又は、依頼者が上記各同意事項に違反した場合、本件サンプル解析を中止し、サンプルを返還することができ、サンプル解析中止による依頼者に損害が発生した場合であっても、機構は当該損害について責任を負わない。

※　データ・サンプルの取り扱いに関する基本方針（データポリシー）

http://www.jamstec.go.jp/j/database/data\_policy.html

以上